

熊本県人事委員会行政文書管理規程(平成24年熊本県人事委員会訓令第1号)新旧対照表

旧	新
<p>(定義)                      第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(定義)                      第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>電子契約サービス 県及び契約の相手方の指示に基づき、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。</u></p>